

セーフティケース保護預り規定

第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

このセーフティケース保護預りは、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのセーフティケース保護預りの使用申込をおことわりするものとします。

第2条（セーフティケースの使用）

この保護預りでは、保管物は当行所定のセーフティケースに収納したうえ、そのセーフティケースを預けてください。

第3条（保管物の範囲）

- セーフティケースには、次に掲げるものを収納することができます。
 - 公社債券、株券その他の有価証券
 - 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
 - 貴金属、宝石その他の貴重品
 - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。

第4条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日の1年後の応当日前日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第5条（手数料）

- このセーフティケース保護預りの手数料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、契約満了日の属する月末日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ手数料に充当します。契約満了日の属する月末日の前営業日までに指定した預金口座に入金してください。これに関する請求書や引落結果通知の送付は行いません。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日から1年分を前払いしてください。
- 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更する際は、その都度、当行所定の方法により告知します。
- 契約期間中に解約があった場合は、未経過期間が6か月以上あるときには既納の手数料の半額を返戻します。

第6条（鍵の保管）

セーフティケースに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

第7条（セーフティケースの受け渡し等）

- セーフティケースの受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が、セーフティケース保護預り一時引渡依頼書に届出の印章により記名押印してナント・セーフティケース保護預り証書とともに提出してください。
- セーフティケースの受け渡しまたは保管の依頼をするときは、セーフティケースが施錠されていることを確認してください。
- セーフティケースの開鍵は、正鍵を使用して行ってください。
- 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。また、セーフティケースは、その場所以外へは持ち出さないでください。

第8条（届出事項の変更等）

- 保護預り証書や印章を失ったときは、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- セーフティケース保護預りの契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

第9条（成年後見人等の届出）

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様にお届けください。
- 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条（証書、印章、鍵の喪失等の取扱い）

- 保護預り証書、印章または正鍵を失った場合のセーフティケースの受け渡しは、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

第11条（セーフティケース等の変更）

前条第2項の場合またはセーフティケース（錠前を含む）の毀損・不調等が生じた場合に、当行がセーフティケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第12条（印鑑照合等）

保護預り証書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてセーフティケースの受け渡しその他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵については当行は確認する義務を負いません。

第13条（損害の負担等）

- 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、セーフティケースの受け渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第14条（解約等）

- この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、保護預り証書の裏面に届出の印章により記名押印のうえ、保護預り証書を提出してください。また、セーフティケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、保護預り証書、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、この他第10条に準じて取扱います。
- 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - 預け主が手数料を支払わないとき
 - 預け主について相続の開始があったとき
 - 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあるときと認められる相当の事由が生じたとき
 - 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をとってください。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- 預け主がセーフティケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他AからDに準ずる行為
- 第1項から第3項によるセーフティケースの返却、正鍵の返却等の手続が3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティケースを開鍵のうえ、保管物を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティケースの開鍵に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないとき、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がおりしだい支払ってください。

第15条（保管物の一時引き取り）

- セーフティケースの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者にセーフティケースの保管を委託することができるものとします。

第16条（緊急措置）

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用してセーフティケースを開錠し、その他臨機応変の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

第17条（譲渡、質入れ等の禁止）

- この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は、譲渡または質入れすることはできません。
- 保護預り証書、セーフティケースおよび鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

第18条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第19条（規定の変更）

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上